

茂原市農業委員会第5回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年4月24日(金) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 25名
 - 1番 栗原石乃
 - 2番 秋葉仁喜
 - 3番 八角徳政
 - 4番 金坂信義
 - 5番 鬼島一郎
 - 6番 熊切秀雄
 - 7番 古山光雄
 - 8番 浦島京子
 - 9番 板倉昭
 - 10番 石井暉伸
 - 11番 矢部義明
 - 12番 市原暉久
 - 13番 市原暉久
 - 14番 鈴木幸雄
 - 15番 鵜澤正文
 - 16番 三枝源一(第二小委員長)
 - 17番 花澤道夫
 - 18番 蕨武之
 - 19番 麻生重和
 - 20番 大塚優(第一小委員長)
 - 21番 古山善作
 - 22番 丸島正昭
 - 23番 深山和夫
 - 24番 加藤古志郎(会長)
 - 25番 鵜澤和行
 - 26番 加藤古志郎(会長)
 - 27番 林和夫(職務代理者)
- 4 欠席委員
 - 24番 佐藤栄作
- 5 事務局職員 6名
 - 事務局長 葛岡直樹
 - 局長補佐 三階英幸
 - 副主幹 朽木英義
 - 主査 東條成男
 - 副主査 芝崎一郎
 - 主事 斉藤直也
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
 - 農地法第4条の規定による許可申請について 3件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 5件
 - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について 2件
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の報告について

「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(案)」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の公表について

その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日はご多忙の中、第5回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請2件、4条申請3件、5条申請5件、5条計画変更2件の合計12件でございます。現地調査につきましては、20日に第一小委員会で行っております。それから、佐藤委員から欠席の連絡がありました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしくお願ひします。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。国会では、農業委員会の改革に関する法案が上程されることになっております。また、TPPの交渉につきましても連日報道されておりますが、いよいよ最後の大詰めの大詰めの時期を迎えています。いずれにつきましても農業委員や農業委員会の皆さんには大きな影響を与えることですので、今後、注視していく必要があるものと思われまふ。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は25番鶴澤和行委員と27番林和夫委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いいたします。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

始めに1号議案でございます。申請地は六ツ野字場菅地先、外7筆、田んぼ6、778㎡、畑5、064㎡の合計11、842㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請でございます。申請人は、譲り受け人は六ツ野の★★さん、譲り渡し人は母親である★★でございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われまふ。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で365日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われまふ。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしてしております。

続きまして2号議案でございます。申請地は六ツ野字北原首根地先、外2筆、田んぼ3、608㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請でございます。申請人は、譲り受け人は長生村の★★さん、譲り渡し人は父親である★★さんでございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われまふ。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で460日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。なお、長生村農業委員会より耕作証明書が提出されてお

ます。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま

す。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

以上でございます。

会長 それでは小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1 1号議案許可、2号議案許可ということになりましたので報告いたします。
小委員長

会長 それでは順次、審議に入らせていただきます。いずれも農業者年金に関する案件ですね。まず1号議案からです。★★委員、何かご意見ありますか。

★★委員 農業者年金受給のための親子間の農地経営権の移譲になりますので、支障ないものと思

いますので許可相当でお願いします。

会長 1号議案は許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは、1号議案は許可

ということで決定させていただきます。

つづきまして、2号議案ですが★★委員どうでしょうか。

★★委員 1号議案と同様で、農業者年金受給のための親子間の農地経営権の移譲になります

ので、支障ないものと思いますので許可でお願いします。

会長 2号議案についても小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。(異議なし

の声) それでは2号議案についても、許可ということで決定させていただきます。つづきまして、農地法第4条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いいた

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

それでは始めに3号議案でございます。申請地は高師台一丁目地先、外2筆、畑346㎡でございます。鷺巣の★★さんが専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は定年が近くなってきてスーパーや病院等が近くで生活に便利な場所で生活したいとのことで転用するものでございます。建物としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積90.39㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。なお、申請地には建物が建っておりますので始末書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして4号議案でございます。申請地は早野字明光地先、田んぼ811㎡の内575㎡でございます。早野の★★さんが貸駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、近隣のテナントから来客者用の駐車場が不足することから

近くで利便性の良い申請地を転用したいとのことでございます。計画としましては、全面砂利を敷き均し茂原フィットネススタジオの来客者用駐車場20台分でございます。排水は雨水のみで敷地内浸透でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

会長

★★委員さん、いかがでしょうか。

★★委員

現地は公簿で田となっておりますが、耕作している様子もなく、既に建物も建っており、小委員会で指摘させていただいた後に、速やかに始末書も提出されているようですので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長

5号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条の許可申請に入ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

始めに6号議案でございます。申請地は下太田字大笹地先、田んぼ1305㎡でございます。茂原の★★さんが下太田の★★さんから一時転用により土地を賃貸借し、ガス井戸掘削に伴う作業用地とする申請でございます。

申請理由としましては、天然ガス採取を目的とするガス井戸掘削工事を計画しており、その工事に伴う作業場を確保しようとするものでございます。計画としましては、シート設置後、鉄板を敷き作業場とする計画でございます。一時転用期間については、平成28年4月30日迄となっております。農地復元誓約書が提出されております。隣接は2名から同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみとなっております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は、桂字梶谷地先、外1筆、畑1,831㎡と一体利用する山林及び雑種地1,392㎡の合計3,223㎡でございます。茂原の★★さんが、桂の★★さんより土地を買い受けて、ガス採取及び圧送基地用地とする申請でございます。申請理由としましては、天然ガス採取を目的としたガス井戸に併設してガス圧送施設等を建設しガスの安定供給を図るものでございます。計画としましては、圧縮機室・受電室・計器室・沈砂槽等のガス圧送に伴う施設の建設となります。隣接は1名から同意を得ております。排水は雨水のみで桂用水組合より雨水についての排水同意書が提出されております。他法令申請は、宅地開発事前協議申請を市・都市計画課へ、道路工事施行承認申請を市・土木管理課へそれぞれ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、小委員会時には1種農地とのご説明をしましたが、その後、県の担当者との協議の結果、2種農地となりました。よって申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は桂字宮ノ先地先、田んぼ509㎡でございます。千葉市の★★さんが桂の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、アパート住まいですが手狭なため将来を考え両親との同居をすることにしましたが、既存住宅が老朽化しており、また、がけ条例により建て替えが困難なため同一集落内である申請地に住宅を建てたいとのご希望でございます。建物としましては、軽量鉄骨造・2階建て・2世帯住宅・

建築面積133.01㎡が1棟でございます。排水は東側排水路に放流の計画でございます。桂用水組合より排水同意書が提出されております。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は木崎字笹塚地先、外1筆、田んぼ119㎡、畑796㎡の合計915㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合8街区4-1、外1筆の合計511㎡でございます。下永吉の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在の住まいは老朽化し建替えを検討しましたが、近くでより住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積127.52㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案でございます。申請地は、東部台三丁目地先、外1筆、田んぼ980㎡、畑60㎡の合計1,040㎡でございます。早野の★★さんが早野の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は住環境が整っており、また、用途地域内であるので転用したいとのことでございます。計画としましては、347㎡から358㎡の宅地分譲3区画でございます。排水は、北側及び南側道路側溝に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 それでは小委員会の報告をお願いいたします。

第1 6号議案許可相当、7号議案許可相当、8号議案許可相当、9号議案許可相当、
小委員長 10号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議に入ります。まずは6号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員さんいかがでしょうか。

★★委員 ガス井戸掘削に伴う作業用地ということで、小委員会でも許可相当ということですので、許可相当をお願いします。

会長 続きまして、★★委員さんいかがでしょうか。

★★委員 ガス井戸掘削に伴う作業用地ということですが、隣接地の同意も取得しているとのことですので、許可相当をお願いします。

会長 6号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということ

でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

次に7号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員さん、いかがでしょう。

★★委員 現地はきれいになっておりました。許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 現場に隣接したガス井戸より、安定した供給を図るため、ガス圧送施設等を建設するということですので、許可相当でお願いいたします。

会長 7号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

次に8号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員さん、いかがでしょうか。

★★委員 がけ条例にかかった地域で、住居の建て替えもできないということから、所有している農地を転用して専用住宅を建設したいということです。農振地域も除外されており、人口減少の折、地域に住んでいただくことは、大変ありがたいことだと思いますので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員さん、いかがでしょうか。

★★委員 農振地域が除外されていることは確認しています。こちらの地域はがけ条例にかかるため、住居の建て替えができない状況で、がけ条例にかからない農地に住居を建て、両親の面倒をみようということでもありますので、許可相当でお願いします。

会長 8号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

次に9号議案です。こちらは現地調査してございませんが、★★委員さん、いかがでしょうか。

★★委員 こちらは、区画整理地域内であり、第3種農地ということでもありますので許可相当でお願いします。

会長 9号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

次に10号議案です。★★委員さん、いかがでしょうか。

★★委員 東部台の住宅地でありますので、許可相当でお願いします。

会長 10号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

次に農地法第5条の規定による許可後の計画変更です。事務局の説明をお願いします。

事務局

続きまして11号議案でございますが、次の12号議案と賃借人が同じであり、一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地は11号議案にあっては上永吉字釈迦堂地先、他1筆、田んぼ675㎡、畑472㎡の内321㎡、12号議案にあっては同字地先、畑115㎡でございます。東京都の★★さんが、上永吉の★さん他1名からそれぞれ土地を借り受けて、作業場及び進入路用地とする申請でございます。当初計画は平成27年4月30日までの一時転用期間ですが、工事期間の延長に伴い同年7月31日までの期間延長申請をするものでございます。期間延長の理由としましては、井戸掘削作業地内に掘削用水が越流するトラブルがあり作業効率が低下した為でございます。その他期間延長以外に転用許可内容の変更はございません。以上でございます。

会長

小委員会の報告をお願いいたします。

第1
小委員長

11号議案、12号議案いずれも許可相当となりましたので報告いたします。

会長

それでは審議に入ります。こちらも現地調査してございます。11号、12号議案について、★★委員さんいかがでしょうか。

★★委員

3ヶ月の期間延長ということでございますので、許可相当でお願いします。

会長

では、★★委員さんいかがでしょうか。

★★委員

3ヶ月の期間延長ということでございますので、許可相当でお願いします。

会長

11号、12号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは11号、12号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の報告について
- ・「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の公表について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。たいへん長時間にわたり御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第5回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年4月30日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印